

中島康晴

NPO法人地域の絆代表理事

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員。1973年生まれ。大学では、社会学を中心に社会福祉学を学ぶ。主な職歴は、デイサービスセンター生活相談員、老人保健施設介護職リーダー、デイサービス・グループホーム管理者。福祉専門職がまちづくりに関与していく実践の必要性を感じ、特定非営利活動法人地域の絆を設立。学生時代に参加した市民運動「市民の絆」の名前をヒントに命名。

地域密着型サービスにおける 理念と課題

地域力向上のために 福祉専門職の力が不可欠

地域密着型サービスは、地域でさまざまな問題を抱えている高齢者が、住み慣れた地域で、地域の特性に応じた多様な柔軟なサービスが受けられるような新たなサービス体系として創設されました。

一方、厚労省社会・援護局長の私的諮問研究会である「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」では「①介護保険制度では地域密着型サービスの創設、②医療保険制度改革では在宅医療の推進、③障害者自立支援法では障害者の地域での自立、④精神障害者の地域への移行」等が行われている」とあるように、社会福祉制度全体の流れが、要援護者を地域で支え合う方向に向かっています。

もともとこれは、社会状況に鑑みれば自明の流れともいえ、短期債・地方債合わせて約850兆円の財政難で、この少子化の現状で経済成長は見込めません。また、核家族化が漸次進み、家族機能の細分化も顕著となっています。いわゆる公助・自助機能の低下

を支えていくことであれば、それは福祉専門職だけで支え得るものでは到底ありません。地域住民・商店等あらゆる社会資源を活用したコミュニティーケアの実践が不可欠です。事業所が設置されている日常生活圏内の利用者のみを原則対象に、サービス展開を実践するのであればなおのことです。つまり、地域密着型サービスはコミュニティーケアを率先して実践すべきサービス類型だと思えます。

事業所側の意識改革が必要

地域密着型サービス運営の最大の課題は、事業所側の意識にあると思えます。介護保険制度が導入され利用者が顧客と化し、地域とともに支え合う対象から「獲得」の対象に切り替わりました。その結果、各事業所におけるサービス・ケアの質は格段に向上した半面、地域で連携する視点は失われてしまったのです。その状況下で突如、地域密着型サービスが登場し、グループホームなどは必然的にその指定を受けました。

今まで地域に根差した実践をしていなかった事業所がほとんどで、

を、互助・共助で補完する方策が欠かれません。またそれは、地域の課題を地域で解決していく力としての地域力向上への働きかけに、福祉専門職がかかわっていかねばならぬ状況を示唆してもいいです。

地域密着型サービスの特徴

このような社会福祉制度変遷のなかにおける地域密着型サービスの特徴として、①市町村がサービス事業者の指定と指導監督権限を有する、②原則として、当該市町村の被保険者のみがサービス利用可能とする、③市町村または日常生活圏域ごとに必要整備量を計画に定め、これを超える場合には市町村は指定の拒否ができる、④地域の実情に応じた弾力的な基準・報酬設定ができる」があります。

日常生活圏域の設定については、市町村合併の促進により、市町村の範囲は拡大したものの、介護サービスの提供範囲は小さく区分していこうという一見矛盾した実践とも言えます。

私はサービス実践過程において、次の2点を重視しています。①日常生活圏域が設けられ、もっぱらいきなり、「地域と密着しなさい」「地域住民を呼んで、運営推進会議を開催しなさい」と言われても、どう地域とかかわってよいのかわからないという事業所が多く見受けられます。当法人にも、「どう地域とかかわつたらいいのか」「運営推進会議をどのように進めるべきか」といった問い合わせがまだまだ多く寄せられています。

また一部の経営者にあつては、地域と密着することが事業所収益とは直接関係のないものであるとの認識がうかがえます。これはほとんどでもない誤解であり、日常生活圏域のなかの利用者のみが対象となるサービス類型で地域とのつながりがなければ、利用者サービスが結びつかず、それは利用者の減少につながる羽目になります。

「コミュニティーケアを実践し経営を築く」

地域密着型サービスの対象者像は、地域の認知症高齢者です。地域密着型サービスは利用者の抱え込みにつながるとよく言われてきました。在宅（地域）で認知症高齢者の支援をすべて自ら抱え込

そのなかでサービスの提供を完結しなければならぬこと、②運営推進会議の設置が義務づけられ、利用者や家族はもちろん、市町村や地域包括支援センター職員、地域住民の代表者等の参加規程があり、そこでサービスの質の維持向上のみならず、地域ニーズの掘り起こし、ひいてはまちづくりに事業所が関与していくこと。

「コミュニティーケア」とは

これらの地域密着型サービスの特徴を踏まえ、実践から見えてきた課題を叙述してみたいと思います。特定非営利活動法人地域の絆では、中核市である広島県福山市内で小規模多機能型居宅介護事業所を2カ所で運営しています。

私の考える地域密着型サービス運営の目的を一言で表すと「コミュニティーケア（地域ケア）」です。つまり、地域密着型サービスの理念が、地域で末永く要援護者

みたい事業所があるでしょうか？
当法人の実践のなかに、要介護2で独居生活をされている認知症高齢者の支援事例があります。身の回りの最低限のことはご自身で何とかできるものの、火の始末や服薬管理、金銭管理、排泄の後始末、買い物、清掃、ゴミ出し、庭の草取りなど、さまざまな生活支援が必要な方です。こうしたケアの場合、すべてを事業所職員で対応することは不可能なので、当法人では、日々の見守りや草取り、ゴミ出し、買い物等を地域住民の協力を得て実践しました。その結果、事業所の負担は軽減しました。

このように、「コミュニティーケアを実践し、地域力（地域の支える力）が強くなればなるほど経営は楽になる」といった意識を地域密着型サービス経営者にはぜひとももってほしいと思えます。逆説的に言えば、その取り組みがなければ、今後経営が成り立たなくなるサービスなのです。

次回より、その具体的実践例を報告しながら、地域密着型サービスの理念に即した実践方法を模索したいと思えます。

訪問介護サービス
通所介護サービス
地域密着型サービス
施設サービス
居住系サービス
居宅介護支援サービス